

令和5年度 事業計画

新型コロナウイルス感染症の発生から3年が過ぎました。

マスク着用の考え方が3月13日に変わり、新型コロナの感染症法上の位置づけも5月8日に季節性インフルエンザなどと同じ5類に移行しました。

この疾患との付き合い方が見えてきた今こそ、コロナ対応に追われたこの3年の歩みを平時に戻しながら、新しい社会に適応する方針をしっかりと設定する必要があります。

平成30年の広島市歯科医師会創立100周年記念誌のタイトルが「継承と飛躍」です。

令和5年度はまさに「飛躍」の第一歩としなければなりません。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会において引き続きコロナ対応に万全の体制を整えながら、会員家族懇親事業などの共益事業を充実させて参ります。

I 歯・口腔の健康増進及び公衆衛生の向上を図る事業

広島市民の歯・口腔の健康増進及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、次の事業を行う。

1. 学術関連事業

(1) 学術講演会の開催

会員並びに診療所スタッフの日々の診療レベル向上に資する講演会を開催する。

(2) ITを用いた会員への講演会の検討、実施

対面的な講演会が難しい状況になった場合への対処や会員への迅速な情報提供の為に、ネット動画を使用することによる講演会を開催する。

(3) 広島大学病院歯科臨床研修医セミナーの開催

広島大学病院との連携のもと、歯科医師としての地域歯科保健活動への理解と参画、歯科医師会への入会を促すための情報提供、事前教育を目的として、年1回開催する。

(4) 医療の安全に関する情報提供

広島市医療安全支援センターとの連携のもと、医療の安全確保に関し必要な情報提供を行う。

(5) 関連組織との連携、情報交換

広島大学病院・地域中核病院・地域医師会・薬剤師会・行政等と連携し、感染予防対策・救急救命蘇生・生活習慣病等における学術情報の共有及び協力体制の構築を図る。

2. 公衆衛生普及事業

(1) 市民を対象とする口腔衛生施策（地域歯科保健）の実施

1) 各区保健センターにおける歯科関連事業

広島市が各保健センターにおいて実施する乳幼児健診において歯科健診を行う他、歯科

相談、歯科保健教室等における指導を行う。

- ・ 1 歳 6 か月児健診・フッ素塗布
- ・ 3 歳児健診
- ・ 歯科相談事業（成人歯科対策）
- ・ 歯科保健教室

2) 広島口腔保健センターにおける歯科関連事業・妊婦口腔衛生個別指導

本会の独自事業として、広島口腔保健センターにおいて次の事業を行う。

- ・ 2 歳児フッ素塗布
- ・ 妊産婦個別指導追跡調査（母子ぐるみ指導）

3) 市民への歯科啓発

- ・ 「おくちの健康展」の実施

一般市民に向け、口腔衛生に関する総合的な啓発を行うため、口腔衛生に関する多様な情報や体験の場、相談の場を提供するイベントを歯の衛生週間において開催する。

- ・ 矯正歯科無料相談

歯並びや噛み合わせについての相談に、矯正専門の歯科医師が無料で応ずる相談事業を行う。

4) 広島市「8020」運動・歯周病予防推進協議会事業の実施

広島市「8020」運動・歯周病予防推進協議会の構成団体として、次の事業を主催する。

- ・ 「8020」いい歯の表彰式

5) 妊婦・小児の口腔衛生施策の実施

- ・ 広島県産婦人科医会、広島臨床産婦人科医会との連携による妊婦の歯周病予防事業の推進。

6) 各区における公衆衛生活動への参画

- ・ 広島市が行う保健関連の講習会・研修会等において、会員が講師を務める。
- ・ 広島市が行う保健関連のイベント等で使用する啓発用パネルの内容を充実のうえ、順次更新する。

7) 産業職域歯科保健の推進

①一般社団法人広島県歯科医師会が産業職域歯科保健の推進策として実施している事業所歯科健診に関し、本会の区域の事業者から申し込みがあったものについて県歯科医師会から依頼を受け、従事者の調整及び事務処理作業を行う。

②事業所での歯科保健の推進について、依頼のあった事業所の講演会等で会員が講師を務める。

③歯科健診の依頼のあった事業所で、会員が歯科健診を実施する。

8) スポーツ歯学の普及・啓発の推進

- ①地元スポーツチームの選手に対する歯科保健活動の実施
- ②障害者スポーツに対する支援、高齢者の健康問題（サルコペニア、オステオペニア等）への応用の検討を行う。
- ③スポーツ外傷予防

9) 市民への歯科啓発

市民に対して健康維持・増進、知識の向上のために、適時市民公開講座を開催する。

10) その他の行政施策への参画

「元気じゃけんひろしま 21」推進会議、広島市障害者施策推進協議会等に参加し、広島県及び広島市の行政施策の推進に関する協力を行う。

(2) 園児・児童・生徒を対象とする口腔衛生施策（学校歯科保健）の実施

全員校医制のもとに、広島市内の全ての市立保育園・学校（園）において、学校歯科保健事業を行う。

1) 健康診断の実施

広島市の委託を受け、次の健康診断（歯科健診）を行う。

- ・ 定期健康診断（春の歯科健診）
- ・ 臨時健康診断（秋・冬の歯科健診）
- ・ 就学時健康診断（小学校就学時の歯科健診）
- ・ 歯科健康診断（市立保育園）

2) 学校歯科医の表彰・研修・支援

学校歯科医協議会を開催し、学校（園）歯科医及び学校歯科嘱託医の表彰、学校保健に関連する研修を実施する。適宜、学校歯科医及び学校歯科嘱託医の研修、情報提供及び本会会報において学校歯科に関する記事の作成などを行い、その活動を支援する。

3) 広島市学校保健会への参画

理事会、歯科保健対策専門委員会、会報誌編集委員会等への参画を通じて、歯科保健のみならず、広島市における学校保健全般の進展に寄与する。

4) 「よい歯の集い」の開催

各小学校及び児童の口腔衛生意識の高揚を図るため、口腔衛生状態が優秀な学校及び児童の表彰を行う。

5) 食育の推進

広島市食育推進会議、ひろしま食育ネットワークへの参画等を通じて、「嚙ミング 30」運動を推進する。

6) 児童虐待等の防止への貢献

学校歯科医及び嘱託歯科医等の活動、広島市要保護児童対策地域協議会代表者会議への参画などを通じて児童虐待の防止、要支援児童等の支援に貢献する。

7) 口腔保健啓発資料の配布

口腔保健に関連する啓発資料を園児・児童・生徒及び保護者、学校等に配布する。

8) 児童生徒等の歯・口の外傷の防止

学校管理下における児童生徒等の歯・口の外傷の防止を目的とした啓発を行う。

9) 広島市歯科医師会ホームページ「ハハ姉妹の学校ニュース」記事の作成

8020 運動の推進を中核とし、より早い年代からの「歯の喪失防止」への取り組みにつながる記事を提供する。

10) 滅菌歯鏡・探針の供給

市立及び私立の保育園・学校（園）等での健康診断（歯科健診）に使用する歯鏡及び探針の滅菌配送事業を行う。

（３）高齢者・要介護者等を対象とする口腔衛生事業（地域連携歯科保健）

1) 広島市の高齢者保健・介護保険事業への協力

- ① 広島市介護予防・日常生活支援総合事業（短期集中型サービス）（広島市委託事業）の推進。
- ② 広島市高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進
- ③ 広島市が行う高齢者保健・介護保険関連の講習会・研修会等において、会員が講師を務める。
- ④ 地域包括ケアシステムの構築の中で重要な柱となる介護予防において、重点的に取り組む必要のあるフレイル予防には、「口腔」「栄養」「運動」「社会参加」の一体的な提供が必要不可欠であり、専門職として歯科医師、管理栄養士、リハビリ専門職等の更なる連携強化、専門職間相互のスキルアップを図る。

2) 地域包括支援センター事業への協力

広島市及び各区地域包括支援センター運営協議会の一員として、各センターの運営に関する協議・検討を行う。また、地域包括支援センターが主催する講習会・研修会等において、会員が口腔保健に関する講演等を行う。

3) 介護保険施設・障害者施設等への後方支援

介護保険施設・障害者施設等における口腔衛生の向上のための講演等を行う。

4) 障害者等歯科保健医療受給困難者への対応向上

- ① 認知症対応力向上研修

地域の医療機関、認知症疾患医療センター、地域包括支援センター等と連携し、認知症の早期発見や、認知症の人の状況に応じた口腔機能の管理を適切に行うための研修を行う。

②歯科保健医療受給困難障害者等対応歯科医療機関の体制整備

歯科保健医療受給困難障害者等を受け入れ、良質な歯科保健・医療を提供するための研修を行う。

5) 病院歯科・施設、一般病院との連携強化

周術期口腔管理の推進、摂食嚥下に関する研修実施及び後方支援として、本会の区域の病院歯科・施設、一般病院との連携強化を図る。

6) その他の行政施策への参画

広島市及び各区地域包括支援センター運営協議会、地域保健対策協議会、広島市地域密着型サービス運営委員会、介護認定審査会、広島市社会福祉審議会等に参画し、広島県及び広島市の行政施策の推進に関する協力を行う。

(4) 広島市歯科医療福祉対策協議会への協力

広島市域の4地区歯科医師会（広島市歯科医師会、安佐歯科医師会、佐伯歯科医師会、安芸歯科医師会）で構成する広島市歯科医療福祉対策協議会が行う下記事業について、同協議会より委託を受けた保険請求事務その他の運営事務を行う。

- 1) 休日等歯科救急医療事業（広島市委託事業）
- 2) 在宅訪問歯科健診・診療事業（広島市委託事業）
- 3) 妊婦歯科健康診査事業（広島市委託事業）
- 4) 節目年齢歯科健康診査事業（広島市委託事業）
- 5) テレビ媒体を使用した口腔衛生活動の普及啓発の企画運営
- 6) マスコミと協力して、歯とお口の健康の大切さ・歯科の活動に関連したものについて番組情報提供事業

3. 社会貢献事業

(1) 口腔文化観の向上のための対外広報事業

- 1) 「おくちの健康展」や「市民公開講座」など、市民参加型の対外的行事において、主催者・行政・マスコミと協力し、事業の推進とその啓発に努める。

- 2) FMちゅーピー番組「お口の健康広場デンタルパーク」の監修・収録・動画配信

(2) 緊急・災害時対策事業

- 1) 新興感染症に係る事業及び適正な医療を提供するための対策を行う。
- 2) 救急蘇生委員会の設置

広島市、消防局及び広島大学医学部、歯学部と共に広島市歯科医師会救急蘇生委員会を構成し、歯科治療中の緊急事態に際し、専門医が迅速に対応し患者の重症化を防止する体制を整備するとともに、適時、システムの検討・改変を行う。

3) 災害の発生時に備え、次のような取り組みを行う。

- ・ 災害時緊急連絡網ならびに災害時救急医療の整備。

4) 災害時救急医療の協力

災害時に広島大学病院をはじめとする拠点病院・医師会・薬剤師会・行政諸機関と連携協力し、医療・検案活動を行う。

Ⅱ 会員の福祉及び歯科医業の合理化に関する事業

1. 適正な保険診療の基盤拡充事業

(1) 県歯会保険部と連携した医療保険制度の周知、理解促進のための事業

- 1) 保険講習会の実施（年1回程度）
- 2) 新規開業・継承後の診療録記載、明細書記載等に関する指導、相談（随時）
- 3) 県歯科医師会等と連携し施設基準の届出に必要な講習会等の企画運営を行う。

2. 会員福祉及び福利厚生事業

(1) 会員親睦事業

会員とその家族・スタッフの福祉・厚生や保健、相互の親睦等を目的とした事業・行事を開催する。

- 1) クリスマスパーティー
- 2) スポーツ観戦など
- 3) 会員家族親睦事業

会員が家族を含めて歯科医師会への帰属意識が高まるような新規事業を企画・実施する。

(2) 支部との調整

「会員相互の融和と親睦を図り、本会会務の運営に協力することを目的」との支部規程に則り、本会と支部との調整役を担う。

(3) 医療管理関連事業

次の事項について、県歯会コンプライアンス推進室及び医療管理部と連携して対応する。

1) 歯科医療安全分野

- ① 歯科医療に対する市民、会員からの相談を取り扱う。
- ② 会員のコンプライアンス遵守の一助となるよう面談を行う
- ③ 医療の安全確保に関し必要な情報の提供（研修会）を行う。
- ④ 広島市医療安全支援センター相談概要をもとに4地区を含めた会員周知を行う。

2) 医院経営（労務・税務等）分野

医院経営に資する情報の提供（研修会）を行う。

(4) 会員名簿（令和5年7月1日現在のもの）の発行、配布

(5) 会員福利厚生事業

B型肝炎ワクチン接種事業

3. 対内広報情報管理事業

- (1) 市歯会報「太田川」の編集発行（年1回）
- (2) 「広島市歯科医師会だより」編集発行（年12回）、「だより 号外」編集発行（随時）
- (3) メールを活用した情報提供の配信（年24回、随時）
「速報」「広島市歯科医師会メール配信」
- (4) SNSによる迅速な情報配信
「広島市歯科医師会 LINE 公式アカウント」
- (5) 本会事業並びに各種関連行事の取材および記録保存
- (6) 広島市歯科医師会オフィシャルサイトの運営
新聞、雑誌、インターネットなどで情報収集し、社会保障に関するさまざまな最新情報（政府官庁、各省庁から配信される医療に関する情報等）を分析検討し、その都度アップロードして、素早く会員に情報公開をしていく。
- (7) 本会関連情報の収集と各部と連携した分析による本会の戦略立案
社会保障、歯科医師会、公益法人改革など、歯科界を取り巻くあらゆる情報の中でもアップデートなものを収集分析し、専門部署である各部と連携をとりながら分析し、本会がとるべき戦略立案の基礎情報作りを担当する。
- (8) 会員への情報提供システムの構築
歯科界の質向上及び戦略集団として歯科医師会の将来、会員一人一人の意識向上が必要との観点から、歯科界を取り巻くあらゆる情報を整理分析し、会員へ継続的情報提供を行う。情報分析にあたっては各部と連携をとり、質の高いものとするよう心掛ける。

4. その他の事業

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の設置
同委員会を設置し、会員診療所の医療提供環境の確保及び情報提供を行う。
- (2) 開業・入会相談
未入会対策として、各区支部・業者との密な連携による早期の情報収集、開業・入会相談、各区支部での説明会、入会前後の面談を行う。また未入会であっても入会希望者のための相談を行う。入会手順の遵守、近隣会員との宥和を重視する。
- (3) 原爆死没者慰霊祭
8月6日に開催。本会の礎となり原爆の犠牲となられた御霊の慰霊祭の準備を行う。

(4) 新年互礼会の運営

対外的、対内的双方にとって有意義な新年互礼会を企画・実施する。

(5) 広島市歯科医師会に関するさまざまな課題の調査研究

- 1) 会員高齢化（終身会員増）に伴う本会財政の将来予測
- 2) 会員種別の検討（歯科医師の組織代表たる歯科医師会として）
- 3) 定款諸規程の整備（支部規程、福祉共済規程、弔慰及び見舞規程、旅費規程等）
- 4) 公益社団法人への移行検討

(6) I Tを用いた会務運営の効率化に関する検討

事務局運営、理事会・委員会運営など会務の効率化を、検索可能な資料の保存及び情報共有可能なシステム（グループウェア等）を使用し、さらなる有効活用を検討する。